

## 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領

平成30年3月5日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市が行う建設工事（以下「工事」という。）において、建設工事請負契約約款第25条により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において、「旧労務単価」とは、予定価格算出時に利用した労務単価をいう。

3 この要領において、「新労務単価」とは、契約日時点の労務単価をいう。

(対象工事)

第3条 対象となる工事は、その都度定めるものとする。

(受注者への通知)

第4条 発注者は受注者に対し、対象となる工事ごとに、新労務単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を、別記様式第1号により請求可能期限を明記し通知する。

2 請求可能期限は、通知日より14日以内を基本とする。

(受注者からの請求)

第5条 通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、別記様式第2号により、請求可能期限までに発注者へ請求する。この場合において、この請求は、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

(変更契約)

第6条 請求の受理後、建設工事請負契約約款第25条による協議が整った場合は、直近の変更契約時に、新労務単価により積算された請負代金額にて変更契約を行うものとする。

附 則

この要領は平成30年3月5日から施行する。

年 月 日

（受注者） 様

（発注者） 印

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による  
請負代金額変更の協議について（通知）

公共工事の迅速かつ円滑な施工確保と技能労働者の確保に向けた就労条件の改善の観点から、次の契約について、請負代金額変更（旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更）の協議の請求が可能であることを通知します。

1 工事名

2 請求可能期限

年 月 日

3 事務処理について

新労務単価に基づく請負代金額変更の協議を請求する場合は、別記様式第2号により請求可能期限までに請求してください。

請求に当たっては、下請負契約への労務単価の適正な反映や、自社で雇用する技能労働者への賃金水準の引き上げ等を行ってください。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の協議の対象とします。

4 協議により請負代金額が変更となった場合

協議により請負代金額が変更となった場合は、誓約の内容について、確実に実施することとし、必要に応じて調査を行うことがあります。

また、調査等により誓約内容の履行確認ができない場合については、再度の請負代金額の変更の対象とすることがあります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（発注者） 様

（受注者）

公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置による  
請負代金額変更の協議について（請求）

年 月 日付けで通知の特例措置について、発注者との協議が整った場合  
であって、下請負契約の締結がある場合においては下請労働者の労務単価を適正に見込んで  
下請負契約を締結し、その支払いの確認等を行うとともに、自社で雇用する技能労働者  
への賃金水準の引き上げ等を誓約し、請負代金額変更（旧労務単価に基づく契約を新労務  
単価に基づく契約に変更）の協議を請求します。

工事名